昨年の12月27日(金)、長時間にわたり面談をいただき有り難うございました。 おかげさまで、以下の通り「1, 論点整理」と「2, 町長に要請・伝達する塩谷建設 課長に対する処分・指導内容に関しての事項」も明確になったと思っております。

1,「論点整理」について。

- (1) みずばしょう園における床版崩壊による人身事故に関し、和解によって損害賠償等の 合意がなされた。なお、**この和解は、安平町と被害者夫妻との間の和解**である。
- (2) 損害賠償金は保険金で支払う。専決処分による支払は、保険金による支払い完了までの 一時的立て替えである。保険金の支払後、同額、町に払い戻される。 すなわち、税金による「損害賠償金」の支払はない。
- (3) この度の人身事故は、「業務上過失致傷罪」の対象なる事案であるが、これは親告罪である為、被害者と安平町との和解がよって法律上の決着を見たと判断出来る。
- (4) 今回の建設課長による木橋の点検は「目視」によるものであるが、町で建設した施設の「工事監理」では、目視でも「不合格時の処置」として「交換」「修正」等を行っている。目視による点検は、床版損傷の見落としの理由にならない。 今後は「点検のガイドライン」を決める。
- (5) 床版崩壊による人身事故の「<u>塩谷課長の責任問題</u>」は、今なお、存在する。「町と被害者との和解成立」や「今後、点検の仕方を定めたガイドラインを作る(議会答弁)」は、過去・将来の問題であるが、「塩谷課長の」責任問題は、現存の未解決問題である。
- (6) <u>事故の2年前</u>の「一般施設」健全度の調査では、「柱部において腐朽が目立つ」「経年劣化による腐朽が目立つ」とあり、「劣化判定」は4段階のC。緊急判定度は「高」とされた。しかし「<u>毎年</u>シーズン前に業者と一緒に<u>点検をしていた</u>」と議会答弁にあるが、<u>健全度調査に対する対応</u>、<u>今回の事故の原因に対する「調査と対策」は、記録として全く見えてこない。</u>
- (7) <u>最大の問題の一つは、役場担当者の調査・点検記録が実施、蓄積されていない</u>。
- (8) 事故後の「**建設課長の発言**」に責任感と深刻度の認識の欠如に驚愕する。
 - ①この事故についても、そんなに事故の起きるような状況ではなかったのですね。
 - ②点検方法として、・・・橋の場合も一応見ることは見るのですが、それは表面上わからない場合もあるのですよね。・・・例えば、丸太とその横桁を組み合わせる時に、・・ボルトの部分が、腐食するということで、錆びては来るのですが、そこに <u>4裂とかが入ってくればわかるのですが、なかなか、そこが発見しずらかったということで、今回ここに至らなかったということです。</u>
- (9) 開示された資料(写真)に矛盾があり信憑性に疑問。質問に直接答えずに、誤った無関係な説明に終始。(例えば、令和5年度と令和6年度の点検記録を求めたら「令和5年度に実施するべき修繕は、令和4年度の予算を用いて実施しているから、該当文書は存在しない。」と説明。必要なら補正なり専決処分で実施可能ではないか。いずれにしても、「記録」は可能。また、「点検後、直ちに修繕したから点検記録は不存在」と回答。「直ちに修繕」しても「記録」は可能。(「記録」の重要性に対する認識は、相当低い。)

- 2,塩谷建設課長の非違行為に対する「懲戒処分」のため、「調査審議」の実施を 町長から「職員懲罰審査委員会」に諮問していただくことを要請します。
 - (1)塩谷課長の「非違行為」は懲戒処分の以下の基準に該当する! 「安平町職員の懲戒処分等に関する規則」の第10条には、懲罰処分の基準が 別表として示されている。

この基準に従えば、塩谷建設課長の「非違行為」は、「一般服務関係」の「非違行為の種類」として、「(16) その他不適切な事務処理」に当たり、「故意又は重大な過失により適切な事務処理を怠り公務の運営に支障を生じさせた」ことに相当する。それ故に、みずばしょう公園において、床版崩壊による見学者の人身事故を発生させたと言わざるを得ない。

- (2) 非違行為と主張する具体的根拠(不適切な事務処理)
 - 1 事故の2年前の「一般施設」健全度の調査では、「柱部において腐朽が目立つ」「経年劣化による腐朽が目立つ」とあり、「劣化判定」は4段階のC。」緊急判定度は「高」とされた。しかし、塩谷課長はその後の2年間、具体的対応を行わなかった。たとえば、「写真番号3」に示された「経年劣化による腐朽が目立つ」とコメントされた「柱部」を「手当」した記録は確認できない。建設課長が「健全度調査」の指摘を真摯に重大に受け止めていたら、事故は予想できたはずだ。
 - ②加えて「<u>毎年</u>シーズン前に業者と一緒に<u>点検をしていた</u>。」と議会答弁したが、 <u>健全度調査に対する対応や今回の事故の原因に対する「対策」は皆無</u>であった。 「調査の事実」「調査項目」等、年度ごとの「調査の蓄積」が確認できない。
 - **③** 「論点整理」の(9) に指摘する事項もあり、甚だしく不真面目である。
- 3,塩谷建設課長の「記録」の軽視の根底には、「情報開示の消極性」と「責任逃れ の意識」があると思わざるを得ない。加えて、「情報」に対する認識の欠如も。

私が議員だった時、追分旭地区における建設残土の不法投棄問題を取りあげた。 当時、建設課長であった塩谷氏の「大雑把さ・でたらめさ?」に驚いたものだ。

建設発生土の捨て場所を、「土地所有者が、公共工事の業者に捨て場所(7箇所)を承諾書により指定。他方、町は「特記仕様書」で別な場所を指示。「なぜそうなったのか」との私の質問に「詳しくはわからないが、おそらく協議の中で別な土地に捨ててくれというお話があって、土地所有者との協議の中で場所の変更をしたのだ」と思うと言う。何の調整もなく役場の指示と違う所に「担当課長が知らない経過で捨てた」と言う。そんなことがあるのだろうか、と思い、それはいつか」との間に「(ツラっとして) そこまでの記録は残っていない」と言う。

- 4, 塩谷課長「知ってどうするつもりですか? こういうこと(質問・資料請求)をおやめ下さい。(令和3年8月12日、吉岡の質問、資料請求に対して)
- 5,村井前副町長「情報は「出来るだけ出させようとする側と出させないようにする側とのせめぎ合いだ」) 「<u>資料提供拒否の理由付け」として述べる</u>。一部の職員に与えた影響は大きいと実感する。
- * 「まちづくり基本条例」:「情報は、町民の共有財産」であり「情報提供の充実に努める。」とあり「情報を隠す」ことを前提としていない。